

第53回平成25年12月与謝野町議会定例会会議録(第6号)

招集年月日 平成25年12月18日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後2時27分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	前田 昌一
建設課長	西原 正樹	福祉課長	浪江 昭人

## 5. 議事日程

- 日程第1 発議第 3号 与謝野町住民投票条例の制定について  
(提案～委員会付託)
- 日程第2 意見書案第4号 地方の暮らしに不可欠な「軽自動車税」の引き上げに反対する  
意見書(案)  
(提案～表決)
- 日程第3 意見書案第5号 後期高齢者医療制度の不均一保険料の継続を求める意見書(案)  
(提案～表決)
- 日程第4 請願第 1号 大型小売店舗の秩序ある町内進出に関する請願書  
(提案～委員会付託)
- 日程第5 請願第 2号 子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、  
教育諸条件の整備・充実を求める請願書  
(提案～委員会付託)
- 追加日程第1 発議第 4号 「下水道分担金」問題の徹底究明と再発根絶を求める決議  
(提案～表決)
- 追加日程第2 発議第 5号 太田貴美町長に対する問責決議  
(提案～表決)
- 日程第6 閉会中の継続審査(調査)申出書

## 6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

まず、最初に、商工観光課長より本日、皆様のお手元に配付してございます産業振興に関する提言書というものが、昨日、発表されたようでございます。これにつきまして、商工観光課長より簡単にご報告並びに説明をしたいということでありますので、お受けいたします。

長島商工観光課長。

商工観光課長(長島栄作) 皆様おはようございます。

貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

昨日、お手元にお配りをさせていただいております産業振興に関する提言書のほうを昨日、午前10時から本庁舎応接室におきまして、産業振興会議の岸部会長、一色副会長、西川グループ長の3名から太田町長に、この提言書が手渡しをされ、そして、思いを話をさせていただきました。

この提言書につきまして、簡単にご説明をさせていただきます。中小企業振興基本条例が平成24年4月1日から制定をされまして、それと同時に第2期の産業振興会議の委員25名の方が新たに委員に委嘱をされ、その委員の皆様方で計18回の議論を重ねていただきまして、産業振興地域経済の活性化こそが、この町の一番の課題であるという共通認識のもとに議論を進めていただきまして、7月には産業振興条例の施行にかかります記念シンポジウムが開催をされ、その後に議論が深まりまして、産業振興ビジョンの129の項目の中から絞り込みを進めていただきました。

その中で三つの課題に、テーマに絞り込みをされまして、地産地消、価値の創造、ネットワークづくりということで、この3点を重点課題、重点テーマとして議論が進んでいきまして、現状と課題、施策提言というような内容によりまして、この提言書がまとめられているものでございます。それぞれ、129の項目でございましたが、重なる部分や連携する部分も多々ございまして、その中で絞り込みが進められたものでございます。この提言を受けまして、今後、商工観光課としても施策、また、取り組みを進めていきたいというふうに思っておりますし、平成26年度の年度当初では、なかなかこの部分、反映できない部分もあるかと思っておりますけども、その後、反映をしていきたいと思っておりますので、議員の皆様方にも、また、ご指導のほどよろしくお願いしたいと思います。

最後のページには、この産業振興会議のオブザーバーとして第1期からお世話になっております京都大学大学院経済学研究科 岡田教授のコメントもつけさせていただいております。

簡単ですけども説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(赤松孝一) 日程第1 発議第3号 与謝野町住民投票条例の制定についてを議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長(秋山 誠) 失礼します。

発議第3号 平成25年12月10日、与謝野町議会議長 赤松孝一様

提出者 与謝野町議会議員 勢旗毅  
賛成者 与謝野町議会議員 杉上忠義  
賛成者 与謝野町議会議員 多田正成  
賛成者 与謝野町議会議員 宮崎有平

与謝野町住民投票条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり、与謝野町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。以上です。

議長（赤松孝一） 提案議員の提案説明を求めます。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） おはようございます。

ただいま上程をされました住民投票条例（案）につきまして提案理由と詳細を、提案理由は議会事務局長からありましたが、詳細説明を申し上げます。

これにつきましては、ちょうど今から3年前、常任委員会で愛知県の高浜市を視察をしたことがございました。ここは、これが目的ではなかったわけですし、いわゆる今の雇用のシステムを少し変える必要があるのではないかということで、ここは民間出身の市長さんになられてからですね、そういったシステムをおつくりになったということで、それを視察をしたわけでございます。その折に、初めて高浜市が全国のトップを切って、この住民投票条例をつくられたということをお勉強することができまして、以降ですね、きょうまで私も、いろいろと、これにつきまして勉強をしてきたわけでございます。

振り返ってみますと、今から41年前、かなりな、それに達していない方も、まだ多いわけですが、旧加悦町で初めて選挙公報を発行する直接請求が全国で初めて出されまして、そして、選挙に間がなかったもんですから、その折には、いわゆる否決になりました。

町長は、今の時期としては、これはもう必要だという意見書をつけて議会に提案をされたわけですが、なったことがございまして、それから、私は、この住民投票なり、あるいは直接請求について、それなりに、どうやっばり議会の活動の中で、これを生かしていくかということの一つのテーマとして持ってまいりました。

今回、一つは今の地方自治体をめぐります情勢は、住民の方のニーズが非常に多様化して、また複雑化していると、こういうことの中で、これをひとつ常設型の住民投票条例をつくっておく必要があるのではないか、といたしますと、大体、議員に相談してもなかなかできない。町長さんに言うてもなかなかできない。そういった方が住民の方の中には、いろいろなことがありまして、それが大きな課題であるのにもかかわらず、そういったことが全国的にも起きておると、そういうことの中で、ぜひやはり、この常設型の住民投票条例を一回ですね、この議会の中で問うておきたいと、こういう思いがあったわけでございます。

それで、我々と町長の関係といいますのは、いわゆる二元代表制ということなわけですが、それに若干、直接投票的な意味を持たせると、この役割を、この住民投票条例というのは持つておるということで、ご理解をいただきたいと思っております。

それで、条例（案）に入りますまでに、まず、特徴を、この考えております（案）の特徴を申し上げますと、よく住民投票条例で問題になりますのは、一つには永住外国人の問題があります。永住外国人に参政権を開くということで、非常に全国的に、このことは大きな課題になってきま

したが、この条例案では、そのことについては全く意識をしておりません。これは今の選挙権のある人。

それとですね、もう一つは、いわゆる年齢を18歳まで引き下げておやりになっているところが幾つかございますが、そのことについても、この条例(案)では触れておりませんし、現在の選挙権のある人を対象にということで考えておりますので、ひとつそれを前提にご理解をいただきたいと思っております。

目的につきましては、ここに書いておりますように、地方自治の本旨に基づいて、町政運営上の重要事項に係る意志の決定について、町民による直接投票(以下「住民投票」という。)制度を設けることにより、これによって示された町民の総意を町政に的確に反映をし、もって公正で民主的な町政の運営及び町民の福祉の向上を図るとともに、町民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

現在、自治基本条例をつくっていらっしゃる町が幾つか、市町村があります。この議会の中でも、この自治基本条例について、どうかという意見も、私は出されたきたと思いますが、多くの町では、この自治基本条例の中に、これが組み込まれているということもあるということを申し上げたいと思っております。

第2条は、定義としておりますが、いわゆる、この条例の町政運営の重要事項とは、町が行う事務のうち町民に直接、その賛否を問う必要があると認められる事項であって、町及び町民全体に直接の利害関係を有するもの、ただし、次に掲げる事項を除くということで、五つのことについては、これは除くということにしております。

住民投票の請求及び発議、第3条は、ここで誰ができるかということを書いているんですが、一番のポイントは、この第3条に書いておりますように、選挙人名簿に登録されている方の、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、その代表者から町長に対して書面による住民投票を請求することができる。これは、幾つかの市町村でもやり方がございまして、例えば10分の1のところもありますし、5分の1のところもありますし、3分の1もあるんですが、あまり少なくてできるということは、いたずらに混乱を起こすと、そういった指摘も識者の間でありますね、私どもが今、提案しておりますのは5分の1ということに、したがって、現在1万9,000幾らですから4,000人弱のですね、4,000人前後の人数がいるということでございます。

そして、もう一つ、議会はどうかということなんですけど、議会は、この住民投票条例につきまして4分の1以上の賛成者を得て議員投票をすることができる。これ幾つかあるんですけども、これからの議会の議員数から考えて4分の1は、やっぱり必要ではないかなと、こういうふうに見ております。

それから、町長はみずから町政運営上の重要事項について、みずから投票を発議することができる。第4項に書いてありますが、そういった仕組みで、どなたからでもできると、住民からできるし、議員からもできるし、町長みずからもできると、こういうことを意図しております。

それから、第6条に住民投票の、次のページですけども、執行について書いております。住民投票は、これは町長が執行するということでございますので、協議によって、その権限の属する住民投票の管理及び執行は、選挙管理委員会に委任するものとする、というふうにしており

ます。それから、投票資格者でございます。先ほど申しましたように、これは選挙権のある人が投票権を有する者だということにしております。

それから、ずっと飛びまして申しわけないんですけども、第14条に成立要件について書いております。住民投票は、1の議案について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者の2分の1に満たないときは成立をしないと、こういうことで、したがって、この場合においては、開票作業も行わないということでございます。大体、先進町でも、こういう格好になっておりまして、これはご理解がいただけるのではないかと。

それから、飛び飛びで申しわけありませんが、第16条、その結果が、どうなるんだということでございますが、投票結果の尊重ということで、町民、町議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。だから、そのことで町長が提案をされないということもあろうかというふうに思いますけれども、条例としては、こういうふうにつくっておるものでございます。

全国的には、いろいろな、きょうまでこれをめぐりまして運動がされてまいりました。一つには原子力発電所の問題もありましたし、町村合併の問題で非常に、このことでも激しくあったところがございます。そうしたところを見ましても、私は今、時期が、こういう時期に至っているということ。ただし、高浜市の例を見ますとですね、ここはまだ、この条例が、全国で一番早くできまして、一回も、そのことはやられておりません。

また、ほかのところでも多く、この自治基本条例の中でつくられておりますけれども、実際には、まだ、このことをですね、この条例を使って、これがされたということも多くはないと、こういうふうに思っております。それで、とりあえず常設型ということですから、これ個別型というのがあります。その都度やる式もあるんですが、私の場合は、今回の提案の場合は、この条例の中に、これを組み込んでおいて、こういうことが起きた場合に、これをやることができると、こういったことで提案をしたいと思っておりますので、だから、よそでいろいろな住民投票条例を見てきましたけど、一番シンプルなのといいますか、そういう格好で本町の場合も、ひとつつくっておく必要があるのではないかと、こういうふうに考えたところでございます。

非常に飛び飛びの提案ですけれども、説明ですけれども、一々ということで、皆それぞれお読みいただける分だと思いますので、ポイントだけ説明をさせていただきました。以上でございます。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） それでは、提出者に質問いたします。非常に積極的な、先ほどの説明にあったように積極的な提案だというふうには受けとめています。

その上で、何点が質問をさせていただきます。まず、説明にもありましたように、現在も直接請求はできるわけですが、地方自治法等に基づいた。それとの関連は、どのようになるのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） これは、考え方によりましては、直接請求のほうがやりやすいと思われる方もあるのではないかなと思っておりますが、手続が非常に煩瑣なというふうに思っておりますし、し

たがって、私は、この条例をつくっておくことのほうがですね、私は、住民の人が、こういった問題が起きたときに、取り組みがしやすいと、直接請求よりはしやすいのではないかと、こういうふうに判断しておりますけど。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） その問題以前に、この条例を制定することによって、今までできた直接請求の仕組みそのものは、まあまあ言えば、引き続き、それも生きているのか、それはやめて、この条例に基づくものに一本化されるのか、その関係はどのようになりますか。

議 長（赤松孝一） 提案者、勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） これは直接請求は、これは法律で決まっていることですから、それがなくなるとか、そういったことはございません。これはこれで今後もですね、温存していただくと、こういうふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 先ほどありましたように、特に、この間、合併の中で、最近では住民投票を求める直接請求が各地で行われましたが、結局、最終的には議会で、ほとんど否決されて、実施されたのは本当にごくわずか、この辺では伊根町ぐらいかなというふうに思っています。

こういう、今までの通常の直接請求が、これは50分の1で議会にかけられて、議会の過半数がなければ、住民投票が実施できないというのが、今回の、この条例では議会の判断なしに5分の1の住民の請求があれば、そのまま住民投票が実行されるということが、この先進的な中身かなと思いますが、それで間違いないでしょうか。

議 長（赤松孝一） 提案者、勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 野村議員のご指摘のとおりで結構でございます。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 3年前に愛知の高浜市ですか、知られてからずっと研究されてきたということは、今、初めて理解したんですが、少なくとも、この旧町から含めて、最近では、加悦町であったというのも初めて聞いたんですが、最近、今、言われたような住民が直接請求しても議会の壁で実施できなかったということがある中で、それを改善、乗り越えるべく出されるというのは、非常に意味があるというふうには思うんですが、近年、そういうことがない中で、それでも今、これを出すべきだということで、提案されている趣旨は、思いはどこにあるんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 提案者、勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 一つは、私もきょうまで議員をやらせていただいておりますけど、なかなかその今だと思えることが、ここ3年ほどの間もですね、いつ提案をするのが一番いいのかという、タイミングが今回、一番いいのではないかなというふうに思ったということと、それから、これから新しい、また、町政になっていくということの中で将来を考えますと、どういった町政運営がされるのかということが、非常に全国の例を見ておっても考えられないような、起こる例もまたあります。

しかし、そういうときに、やはりこれがあるということを経験した住民の人に、常にあれがあるんだということを感じてもらおうことですね、町政に対する安心感を与えると、こういうふうには私は思っています、今回、提案をさせていただいております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） これはですね、非常に大事な条例だと思うんですね。

前日も勢旗議員は、乾杯条例等々も出されるなど、いろんな提案をしていただいています、それらに比べれば、はるかに重い、先ほど言いましたように、議会の議決を得なければならない住民投票をですね、それを経ずしてできるようにする条例ですから、相当重いいいいますか、真剣に議員全員が考えて、議会の責任を、いわばなくすという、みずから、判断をすることに、積極的だと思っとるんですよ。でも、内容はそういうもんだというふうに思うんですね。そういう意味では、前もって議員全員に、こういう問題について、ぜひ実現しようということで、あらかじめ議員全員が、この問題を議論してですね、そして一定の段階で出されるということが、まさに、この住民投票の先進的なものを出される趣旨から言えば、姿勢から言えば、まさに、そのこと自身、出される自身の中に、そういう姿勢を貫いていただくことが大事なことはないかというふうに私は思うんですね。

最近、この議会でも行政に対していろんな問題をあらかじめ真摯に出すべきだという、そういうことを求めてきましたが、やはりそういう点でも、これほど重い条例が突然出て、突然見てという、今、出し方ですよ。こういうこと自身が、やはり事前に公開しながらということが大事ではなかったのかなと、これほど大事なものであるからこそ、大事にすべきではなかったのかなというふうに私は思ったんですが、率直に。この点は、なぜ、ほかの議員には、賛同者にはもちろん知らせてあるんでしょうけど、ほかの議員に知らせずに、直接こういう形で出されたのかというのが、ちょっと疑問に思うので、その点をお聞きしておきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 提案者、勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） これは野村議員さんがおっしゃるとおりでして、そういうやり方も私は考えてもみました。しかし、なかなかちょっと大ごとになるなと思っておりましてね、いずれにしても、これは、きょうの議会の中だけで、なかなか結論には至らないだろうと思って、どこかで十分審議の場を与えていただくと、あるいは研究の場を持っていただく必要があるというふうには思っておりますが、きょうご賛同いただいております方とはですね、そういうミーティングもやってまいりましたし、なぜということについては、もう野村議員のご指摘のとおりでございます。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） まさに大ごとになるから避けるという、こういう姿勢そのものがだめだということ、今、議会が行政側に求めているのが、下水道の新たな時効後の収納に対する問題の本質だというふうに私は思っています。

そういう大ごとになるような問題だからこそ、あらかじめ全議員に丁寧に説明をされ、公表され、思いを伝えられて、そして、大ごとになるような議論、熱心な議論ですね、つまり、大ごとになるということは、そういう議論を通じて議会に上程されるということが私は大事であつたらうというふうに思っています。

この条例そのものは先進的内容だと受けとめています。以上で質問を終わります。

議 長（赤松孝一） 大変大きな条例でございます。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

勢旗議員、提案者、自席へお帰りください。

お諮りします。

本発議は、総務常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

よって、本発議は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 意見書案第4号 地方の暮らしに不可欠な「軽自動車税」の引き上げに反対する意見書（案）を議題とします。

本意見書は、会議規則第13条第2項の規定により、勢旗議員から議長に提出されております。事務局に、議案を朗読させます。

事務局長（秋山 誠） 失礼します。

意見書案第4号 平成25年12月2日、与謝野町議会議長 赤松孝一様

提出者 勢旗毅

賛成者 杉上忠義

賛成者 宮崎有平

地方の暮らしに不可欠な「軽自動車税」の引き上げに反対する意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり、与謝野町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

以上です。

議 長（赤松孝一） 提出者より、提案説明を求めます。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、ただいま上程をされました、地方の暮らしに不可欠な「軽自動車税」の引き上げに反対する意見書につきまして、説明を申し上げます。

総務省の自動車関係税制のあり方に関する検討会は、去る11月、軽自動車と小型自動車の両者間には、かつてほどの大きな差異は認められないとして、軽自動車税の引き上げを求める報告書をまとめられた。当与謝野町をはじめ京都府北部、丹後地方のような中山間地が多く、公共交通の整備が十分でないところは、軽自動車は通勤、通院、農産物の運搬など、暮らしの足として必要不可欠なもので、京都府下でも最も所得が低く、必要に迫られ、世帯で複数台を所有せざるを得ない家庭でも多大な負担となり、軽自動車税の増税は、こうした地域の暮らしや産業を直撃するものである。

もともこの検討会は、平成27年10月に消費税率が10%に引き上げられる段階で二重課税の解消として、地方税の「自動車取得税」廃止による減収分を軽自動車税の増税で埋める措置がされることは、全くの筋違いであり、極めて低い所得の中で、どうしても自動車を持つ必要に迫られている地方の住民に犠牲をしわ寄せをするもので、許されるものではない。この報告は、欧米の自動車工業会から軽自動車税の見直しが求められていることを一つの理由に挙げているが、高性能の軽自動車が発展してきたのは、狭い国土で、しかも中山間部が多い我が国の特性によるものと、もともと軽自動車（四輪）はオート三輪から発達したもので、それに対応した業界の技術開発の結晶であり、他国から干渉されるいわれはない。あわせて125cc以下のバイクにつ

いても増税が検討されていることは論外である。よって、国におかれては、地方の暮らしを支える「軽自動車税」の引き上げがされることのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するというものでございますが、既にご承知のように、税制大綱も政府税調でもですね、このことについて一定の方向が出されたということは、新聞等でご承知のとおりだと思います。ただ、この出した時期とですね、きょうこういうことになりましたので、若干おくれたという感は否めませんが、しかしながら、あくまでも、これはもう税制大綱で、こうなっていると、こういうふうに決められたということでございます。最終的には、まだ、時間もございます。一旦、これが、どんなことでも決まったからですね、それだということにはなかなかならない。これは、いろんなこれからの運動の中で、日本自動車工業会をはじめ、そうした取り組みも出されておりますし、私は、今後ですね、改善がされていく。

当初は軽自動車につきまして、もう増税一本やりだったわけですが、その後、いわゆる2015年4月購入の新車からと、こういった方向にもなっていました。

私どもは、やっぱり地方からですね、その声を国に上げていくと、そして、これは問題がありますよということを言わないと、もう決まってしまったでということにはなかなかならないのではないかと、おくれませではありますけれども、今回、この意見書を出させていただいたということでございます。一つよろしく願いいたします。

議長（赤松孝一） これより、本意見書案に対しましての質疑はありませんか。

7番、伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは何点かお伺いしたいと思っています。

質疑の前に、ちょっと、当日配付に、現実的になったわけですね。この問題は、皆さんも、そうだと思うんですが、理解するのに、判断するには非常に時間が制約で、けさもらってけさ、朝に決断すると、議運には出とったかもしれないけども、それはあったんだろうけれども、ともかく本人に渡されたのは先ほどだったんですね。だから、非常に拙速な決め方に対して、これは十分、そこら辺の配慮が要るのではないかと、隣に座っている議員さんも、それは時間がほしいということ言ってるわけで、だから、そら僕は当然だと思うんですよ。このことを強く今後の対応についてもお願いしときたいと思っています。

簡単に絞ってですね、あまりしつこくやると時間もとりますので、今、提案というんですかね、趣旨の中にも書かれてますが、大きな税制大綱の中で論議をされて、一方で、私の意見ですが、一方で増税をどんどんかけてくると、国民に、そのもとで、これが、いわゆる軽自動車税が、いうたら、そのものをどういうんですかね、税そのものを引き上げずということには反対だという意見なんですね。

私、そここのところが、全体でいえば、私は課税することのほうが大きな衝撃があるのではないかと、大局から見たらですよ、私はこの意見書の趣旨はよくわかりますし、それは当然の、一つの要求だと、しかし大もとの増税をどう見るかという問題ですよ。俗な言い方ですけども、盲腸の手術をするのに、ばんそうこうをずっと張っていくという一つにすぎないんじゃないかということさえ思うんです。いかがですか。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 伊藤議員さんからおっしゃいましたような論法でいきますとね、もともとこれはですね、いわゆる社会保障と税の一体改革の中で、これは出ておる。このことは確かなんです。ただしね、我々もなかなか、例えば、税制のあり方という検討会の報告書を読んでもですね、なかなかポイントが十分理解できなかったということであるんですが、既にそういったことで、これも平成24年6月にですね、この協議が済みましてね、そして、進んできた。その間にTPPの問題もあって、この軽自動車にしわ寄せも来るとというあたりがあって、伊藤さんが当初おっしゃられたように遅い、こんなときにもっと時間をかけてといいますが、時間をかけると間がなかったということも、一つ事実なんですよ、これについては、

これはなぜかといいますと、11月に自動車税制関係のあり方に関する検討会の報告書が出るんですね。それからあつという間に税調が通って、そして、税制大綱が決められてきたわけですから、このことについては、先ほどのちょっと野村議員さんのおっしゃることに利があるんですが、このことについては、私は若干ご理解をいただかなあかなというふうに思っておるところでございます。

ほかから出されておったら、私どもも十分調整をしたりなんかするんだったんですが、これについては出てなかったんで、そのまま出したということで何とかご理解いただきたいと、こう思いますけど。

7 番（伊藤幸男） いやいや、本論に答えてよ。

1 5 番（勢旗 毅） 何でしたいな。

7 番（伊藤幸男） いや、早く出せなかったという理由はわかったけども、増税が大きな戦略のベースの中になってるわけですよ。

1 5 番（勢旗 毅） だから、そのところは、社会保障と税の一体改革の中で出てきてますよということ、私は申し上げておるんです。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） このことはね、我々はかなり前からね、事の本質を大局的に、また、例も出して、社会保障ではこうなっているという例は議会の中でも野村議員も言い、和田議員も言い、ずっと言ってきました。だから、そのことは、そら共産党の言うところだからということで、耳がこっちからあっちへ逃げとったんかわかりませんが、少なくとも議題としては問題指摘をずっとしてきたわけですよ。

私はね、今、言ってる負担のね、私は盲腸の話をしましたけども、盲腸にばんそうこうを張るのかという言い方をしましたけども、かように、このことは非常に大事なことはあるけども、大局から外れてしまっていないかということがね、私は大事だと思うんですよ。これを上げるのなら、増税のことについてもね、わからないでなくて、これはもっと違う道理が要るんじゃないかというね、対案の意見書が僕は非常に重要だと思うんですよ。

だから、私が言いたいのは、そこなんです。やっぱり、これはこれで、私は大事だと思うんですが、こういうことでは済まされない、生活がね、国民生活が限界に来ていると、この認識をどう思っているかという点をお伺いしときたいと思っています。

議長（赤松孝一） 提案者、勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） これは、伊藤議員のおっしゃる論法で言いますとですね、非常に大きな意見書に

なってしまうといえますかね、それで、そこまではですね、なかなか難しいと思っております、とりあえず今、この与謝野町に、自動車の台数が約1万7,000台あるんですね。このうちの軽自動車約7,000台、これはあるんですが、そのうちの一部がかかる予定だったんですが、今回、新車からということになりましてね、したがって、すぐには来ないなと思っていられる方もありますけども、ここに書いておりますバイクが、大体2倍に上がるということで、1,000円のが2,000円と、最低がということになってまいりますので、いずれは、これは軽自動車全部に影響があることは、もう事実だと思っておりますし、それから、アメリカから、ヨーロッパから言われておりますように、普通車との格差から言えば、まだ、上がるというふうに思っております、したがって、伊藤議員さんがおっしゃるような、その大もとを直さなければならぬという話も、それはそれとしてあるわけですが、まずここをですね、今、この部分として出てきたところに対症療法であってもですね、意見として出しておくと、こういうとらまえ方でございます。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の言葉で言うと、いいようにとれば、まず、ここからやりたいというふうに前向きに捉えたんですけども、ぜひね、これはここだけの問題でなくて、ほんまに暮らしが大変なときになっているのに、いわゆる8%、10%が控えているという中で、国民生活を本当に守るというのは、私は町議会としての重要な今、役割だと、強いて言わせてもらいますと、安倍政権になってから暴走が、激しい暴走が続いてますよ。これは国民生活の問題だけでなく、外交でもそうですし、今、防衛上の問題もそうですし、暴走は激しいものがありますよ。教育界にもそうですよね。まさに暴走ですよ。だから、そういうときだからこそ、大事に今、暮らしを守ろうというのであれば、そういうことを、ぜひ、次の議会も、次の議会も、どんどん勢旗議員の今、言う、まずここからやるということを具体化させていただきたいということをお願いしときたいと思います。終わります。

議 長（赤松孝一） 提案者、勢旗議員。

15 番（勢旗 毅） 伊藤議員がおっしゃったことが、これはこれで理解できるんですが、なかなかですね、私どもも全体像がわかるということは非常に難しいと思っておりますね、しかしながら、そういう住民の暮らしに大きな影響のある部分については、今後、議会基本条例の中にも、この住民の暮らしを守りという議会の大きな活動の目標がございますので、そうした中で、そういう取り組みを、今後もしていかないと、これは、こういうふうに思っております。

7 番（伊藤幸男） 終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

勢旗議員、自席へお帰りください。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

次に、本案に対する賛成意見の発言を許します。

4番、杉上議員。

- 4番（杉上忠義） それでは、地方の暮らしに不可欠な「軽自動車税」の引き上げに反対する意見書に賛成の立場で討論を行います。

さきの国会では、本来、来年4月から引き上げられる消費税率に伴う社会保障と税の一体化改革について、本格的な議論がなされ、地域の医療の確保、高齢者福祉の充実、子育て支援などの社会保障施策の議論を進化させ、全ての世代が支え合い、将来に対する安心を確保できる政策を示すべきだったところだと思います。全く、そうならなかったことは、大変遺憾に思っているところでございます。

こうした状況の中で、2014年度、税制改正の焦点である自動車関連税制で消費税増税に合わせて、軽自動車税を引き上げる政府案が全国軽自動車協会連合会などの業界団体も反対を表明する中で示されました。軽自動車は、特に地方の町や村の庶民、零細企業、農林漁業者の足として活躍しています。そこを狙い撃ちするようなやり方には、断固反対していかなくてはなりません。そして、消費税引き上げによる増収分は、全ての社会保障の財源に充てることを強く求め、働く生活者の雇用と生活の立て直しを国の政策のど真ん中に据え、安心して希望の持てる社会の実現を目指していかなくてはならないことを強く訴え、賛成討論といたします。ご静聴ありがとうございました。

- 議 長（赤松孝一） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、意見書案第4号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

- 議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、意見書案第4号 地方の暮らしに不可欠な「軽自動車税」の引き上げに反対する意見書（案）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第3 意見書案第5号 後期高齢者医療制度の不均一保険料の継続を求める意見書（案）を議題とします。

本意見書は、会議規則第13条第3項の規定により、文教厚生常任委員長から議長に提出されております。

事務局に、議案を朗読させます。

- 事務局長（秋山 誠） 失礼します。

意見書案第5号 平成25年12月16日、与謝野町議会議長 赤松孝一様

提出者 与謝野町議会文教厚生常任委員会委員長 野村生八

後期高齢者医療制度の不均一保険料の継続を求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び与謝野町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。以上です。

- 議 長（赤松孝一） 提出者より、提案説明を求めます。

1番、野村議員。

1 番（野村生八） 本意見書については、去る12月16日の文教厚生常任委員会において、全員賛成で可決をされましたので、本議会に提出をするものです。

まず、意見書（案）の内容を朗読させていただきます。

後期高齢者医療制度の不均一保険料の継続を求める意見書（案）

後期高齢者医療制度の不均一保険料率（均等割額・所得割額）は、京都府後期高齢者医療広域連合内では均一が原則ですが、医療費が著しく低い市町村については、特例として、制度発足当初（平成20年4月）から6年間は、均一の保険料率より低く設定されており、その特例期間が平成25年度末に到来します。不均一保険料率は2年ごとに3段階で均一保険料となり、直近の保険料率の比較については次のとおりとなっています。

京都府の保険料均等割額4万6,390円、所得割率9.12%、与謝野町の保険料均等割額4万3,720円（マイナス2,670円）、所得割率8.6%（マイナス0.52%）、また、京都府後期高齢者医療広域連合の資料によると、被保険者一人当たりの医療費については、次のとおりで、京都市と与謝野町、府下全体と与謝野町を比較すると明らかに大きな差があります。

京都府下平均97万4,121円、一人当たり。京都市平均105万8,783円、一人当たり。不均一市町村平均78万9,082円、一人当たり。与謝野町平均71万9,405円、一人当たり。

交通環境に恵まれ、身近に高度な先端医療を受けることが容易な都市部と、交通の便が悪いため先端医療を受けることが難しい過疎部との格差のあらわれであり、平成20年度からの6年間に医療環境の改善はされていません。また、与謝野町においては、後期高齢者医療被保険者全員に毎年、健康診断の受診勧奨を実施するとともに、人間ドックを行うなど早期発見、早期治療、予防医療にも力を入れています。

京都府下全市町村が全く同じ保険料率では、一人当たりの医療費に、これだけの格差がある以上、各地域の医療環境が平準化されない限り、過疎部の市町村にとっては不公平感が残るだけあります。

さらに、過疎部は低年金受給者も多く、介護保険料など社会保険料の負担も大きくのしかかっており、保険料の均一化により年間2,000円を超える負担増となり、今後の保険料滞納者の増加が懸念されます。医療機関に通うにも、交通環境に恵まれていないために、交通費も都市部に比べて大きな負担となっていることなどを考え、今後も不均一保険料率を継続することを求めます。以上の内容です。

補足としまして、先ほど、現在の状況を述べましたが、そもそも当初から、この不均一課税というのが指摘をしているような格差の実態がある中で、法律によって認められた制度として発足しました。であるならば、その格差が是正されてこそ均一課税にする、そういう根拠は出てくると思います。指摘したとおり、全くその是正はない中で来年度から均一課税にするということは、根拠がないということだと思っています。

ちなみに当初は、均一の保険料率3万7,320円に対して、府内平均では4万5,000円という、はるかに高い保険料率、そこからの引き下げの幅は大変大きなものがありましたが、それが年々縮小されてきたというのが実態です。本来、当初に戻して医療の実態、そして、医療費の実態に、この地域の所得の実態に合わせた不均一な保険料を、ぜひ継続を求めていくべきだと

考え、委員会として意見が取りまとめをされたものでございます。

なお、この内容については、京都府の後期高齢者医療保険の保険自体からも国に対して要望がなされているというふうに理解をしております。以上、提案とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） これより、提案者に対しまして質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7 番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 身内に質問するようで申しわけありません。まずですね、委員長にお伺いします。

状況や審議の経過についても、説明が、委員会での審議についてはわかったわけですが、私から見ますとですね、まず、三つほど聞きたいんですけども、一つはですね、料金格差の問題ですね。いわゆる、今度、求めているのは、いわゆる料金格差というか、保険料そのものが格差があると、このことを、例えば、お年寄りさん、いわゆる対象者の方々の意見を聞くと、どうでどんどん上がるんだと、どうなっとるだいたいという話の中で、その方が言っていたのは、説明したんですけども、こういう医療格差の中で起きているんだという話をすると、やっぱりそうかと、そんなに差があるんだったら、そのまま据え置いてほしいと、わしらが払わんなんのではなく、高い人は高い分を払ったらええだあやと、こういう意見をかなり言っておられます。

このことについて、私は根本的に差をつけておくと、初めから、当初のね、この比例した、医療費に比例した形で料金をやるべきだと、こういうふうに思っているんですが、委員会の中では、その論議について、どのように受けとめられたのか、お伺いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 野村委員長。

1 番（野村生八） そのことを求める意見書を今回、提出させていただいたというふうに思っています。来年だけという意味ではなくて、継続的に医療費の実態、その町の医療費の実態、所得の実態などに合わせて、その町の後期高齢者の保険料が算定されるということが大事ではないかということをお求めの意見書なので、今、求められていることの意見書だというふうに受けとめていただけたらと思っています。

ちなみに、今、国保の広域化の議論が進んでいますが、国のほうの議論では、国保の広域化の中でも保険料の賦課については引き続き市町村が行い、不均一の保険料で進めるということが最近、方針変更によりまして、確定してきているというふうに聞いておりまして、国保の広域化でもそういうことであれば、まして、後期高齢者も、そういう方向というのは求めるべき根拠があるというふうに思っています。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） そういうことや、今の全体の医療の状況について、医療にかかる状況についても、保険料にかかる状況についても触れられているんですが、そもそも、この制度自身が矛盾を抱えたまま、いうなら保険、いわゆる介護保険と国民健康保険ですね、健康保険そのものから高齢者だけをつまみ出して、その人によって、自己責任論ではありませんが、その方だけの保険会計にすると、この制度自身に大きな欠陥があるというふうに思うんですが、委員会での認識はそのことについては、よくご承知されたんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 野村委員長。

1 番（野村生八） 今回の意見書は、委員会として出していますので、個人の議員として出している

ものではありませんので、委員会の議論の中身しかご答弁はできません。そういう意味で言えば、委員会の議論の中身は、この制度そのものを議論するということが主目的ではなくて、不均一課税そのものに絞った議論ということで進めさせていただいておりますので、今、お求めのことについては議論はされていないということです。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） わかりました。大もとは際限なく続く医療費負担ですね、こういう会計になってきますので、後期高齢者医療のね、これは際限なく負担はふえてくると、必然的に避けることができないというふうに思います。この矛盾は繰り返して出てくると思いますわ。

今のやつが、今の意見書が通ったにしても、そういうことは続くということで、そのことも委員会で、ぜひ論議をしていただけるようお願いしておきたいと思っています。

それから最後ですが、あとの部分で、いわゆる北部の医療の問題もちょっと触れられているように思いますが、今の事態ですね、認識について、特に高齢者の場合、高度医療の構造にかかわって、例えば心筋梗塞とか脳外科とかいう問題で、与謝の海に一時期復活したと、今から言いますと4年前ぐらいですかね、復活したんですが、間もなく半年も、1年足らずで脳外科医がいなくなるという、与謝の海の事態もありました。今はできないと、与謝の海では、この実態を、私は本当に委員会でも、本当にこれは深刻な問題だと、明らかに差別が、今の北部と南部の、京都北部と南部の、明らかな医療差別だというふうに思うんですね。だから、そのことも委員会の中で、ぜひ強く行政にも求めるような意見とかいうこともやらないと、対等に、平等な医療環境がないという点は、非常に私自身が納得できませんので、そのことを申し上げて終わります。

議 長（赤松孝一） 野村委員長。

1 番（野村生八） ご指摘のとおり不均一の保険料が継続されても、そもそももとの保険料が上がっていくということは現在の医療費の状況からいえば、避けられない実態であることは明らかです。

また、医療の実態も指摘されたことは事実だと思いますが、それらの点については今後、委員会にご指摘があったということを受けとめて図っていきたいというふうには思っています。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

野村委員長、自席へお帰りください。

これより討論に入りますが、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、意見書案第5号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、意見書案第5号 後期高齢者医療制度の不均一保険料の継続を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、45分まで休憩いたします。

(休憩 午前10時31分)

(再開 午前10時45分)

議長(赤松孝一) それでは、休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

次に、日程第4 請願第1号 大型小売店舗の秩序ある町内進出に関する請願書を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

16番、谷口議員。

16番(谷口忠弘) それでは、本定例会におきまして提出されました請願書につきまして、紹介議員である私のほうから本請願書を朗読させていただいて、説明にかえさせていただきます。

大型小売店舗の秩序ある町内進出に関する請願書ということで、請願者は与謝野町の商工会の会長、安田光孝氏でございます。これにつきましては、正式な商工会の手続きをとられまして、商業部会、自治会に諮られまして出された請願書ということでお聞きをしております。

それでは、請願の趣旨、要旨です。

現在、当与謝野町内への商業施設の出店については、まちづくり三法により建物面積1万平米を超える建物は設置できないこととされています。しかし、この規制は、都会でも田舎でも同様となっており、秩序あるまちづくりの観点から、地域に応じた一定の制限が不可欠であると考えます。また、当町には京都府下では初めて、与謝野町中小企業振興基本条例を制定していただき、地域に合った産業振興を実現するための基礎を固めていただいております。

一方、当町においても高齢化と核家族化が進み、買い物に行けない町民がふえる傾向にあり、生鮮食品をはじめとした毎日の生活必需品の調達に苦慮する町民がふえております。このような中、町民の雇用の場の確保、並びに町民の小売業への創業機会を担保するとともに、生鮮食品などの生活必需品が最寄り調達できるエリアを少しでも広範囲に維持、もしくは拡大することが求められています。このためには、巨大な小売業者の町内進出に一定の歯どめを設けるとともに、町民のビジネスチャンスの創出を抑え、地域に合った秩序ある商業環境の推進に努めていただくよう強く希望をいたしております。

よって、貴議会におかれましては、本旨にご賛同いただき、下記事項について地方自治法第124条の規定により請願をいたします。

2番、請願の事項であります。

1、与謝野町中小企業振興基本条例の尊重について、当町には京都府下で初めての与謝野町中小企業振興基本条例が平成24年4月1日に施行されました。

この条例は、持続可能なまちづくりを推進するためには、中小企業の発展が不可欠であり、その振興を行政の重要課題に位置づけていることがうたわれております。このため自助、共助、公助、商助の考え方をもとに、町ぐるみで地域循環型経済の構築を図ることが基本とされています。したがって、商業者は町民の生活環境の向上に努めることが求められる一方、行政には、町内商業者が商業活動を展開しやすい環境構築のための施策を実施することが求められているものと受けとめています。

これらにより、住みやすい与謝野町の実現に寄与できるものと考えます。どんなに健全な企業

であっても、永久に不滅の企業はあり得ませんし、大型小売店舗の去った後は余りにも悲惨であり、地域にとっても大きな打撃を与えることとなります。

年間購買力が180億円程度（自動車、燃料を除く）の当町において、与謝野町中小企業振興基本条例の基本理念を尊重すれば、一企業が同一場所において経営する店舗面積が一定規模を越す大型小売店舗は、明らかに不要であるとの考えです。どうか、与謝野町中小企業振興基本条例の基本理念を尊重くださいますようお願い申し上げます。

2、小売店舗の面積抑制について、町内においては高齢化や核家族化が進行し、生鮮食品など、毎日の生活に欠くことのできない物品調達に苦慮する買い物弱者が増加しています。このような買い物弱者を少しでも減少するには、町内の店舗数の減少に歯どめをかけることが重要なことと考えております。大型店の出店は、ハフモデルの考えによると、店舗面積に比例して集客されることから、小規模な既存小売業者の廃業を誘発、または加速することになります。これは、雇用の場を奪うことにもつながります。

さらに、町民が切磋琢磨しながら小売業を営もうとするものの、創業機会も奪い去ってしまうこととなります。町の活性化のためには、一定の商業施設が必要なことも理解いたしますが、バランスのとれた秩序ある商業環境を創造し、維持することが不可欠です。

このためにも、小売店舗の面積抑制につきましては、一企業が同一場所で経営する店舗面積を一定規模内とするための措置を講じていただくお願いを申し上げます。以上であります。

議 長（赤松孝一） これより、ただいまの請願第1号に対しましての質疑はありませんか。ございませんか。

9番、家城議員。

9番（家城 功） それでは、質問をさせていただきます。

この請願の内容を見ておりますと、大型店に反対の意向の内容ではないかなというふうに受けとめておりますが、紹介議員におかれましては、先日の一般質問でも、企業誘致は町にとって大事な問題であるし課題でもあるし、取り組まなければいけない部分だというような発言をされております。私も同じ思いでおります。

そういった中で、こういった大型店が来るということは、臨時である、ないにはかかわらず、雇用にもつながっていく、また、活性化にもつながっていく部分もあるのかなと思いますが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） 確かに、私は一般質問の中で企業誘致の質問をさせていただきました。ただ、私はですね、あのときにも申し上げましたけども、やってはいい企業誘致と、やってはいけない企業誘致、これがあると思うんですね。

一つは、やはり公害をまき散らすような企業は、やはり来ていただいたら困ると思うんですね。安心・安全なまちづくりをつくるという観点からも、これは困ります。

もう一つはですね、来るときのメリットがあるんでしょうけど、来たためのデメリットというのは必ずあるはずですね。これを差し引いて、デメリットが非常に大きいと、こういうふうに見えるところはですね、企業誘致はしていただく必要がないんじゃないかな、こういうぐあいに思っております。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） これから、多分、所管の委員会でいろいろと議論をされると思いますが、例えば、この与謝野町中小企業振興基本条例の尊重についてという部分で、その内容がつづつあるわけですが、私は、この基本条例が制定されたときに、やはり地元の企業は、ただ単に、この条例の中で守ってもらうのではなく、やっぱり企業自体が、どういった進歩をしていくんだということを、それが一番大事ではないかなと、だから、これは理念条例ではあるんですが、ただ単に制定をされたからいいものではなくて、この制定されたものに対して、どう企業が考えていくかという部分が大事ではないかなというふうに感じるわけですが。

この中には、方向性というものがあまりうたっていないように感じるんですが、その辺はいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） 家城議員がおっしゃるとおりだと思います。

ただですね、ここにちょっと内容の中に書かせていただいておりますけども、この当町のマーケットは180億円しかないんですね。これ一人当たり70万円ほどです。ちょっと平成19年で、古い資料なんですけども、それともう一つは、各議員おっしゃってますけども、京都府下の中で2番目に低い所得の町なんですね。

需要がたくさんあればですね、それぞれすみ分けして成り立つんですけども、非常に需要が少ないんですね。マーケットの小さい町なんですね。それに鑑みて調べてみましたら、売り場面積、これは近隣の市町村より、一人当たりの売り場面積は多いんですね。ということは、どういうことかということ、購買力が低い上に過剰な売り場面積があると、こう言えると思うんですね。そういう観点からも、非常にこれはすみ分けができない、特に最寄品を扱っている業者は大型店舗が来れば、ほとんど壊滅にはなるのではないかなということを私は考えておまして、中小企業は現経営に甘えずに努力していただくのは当然のことだというように思いますけども、そういう巨大なところが来ると、もう根こそぎやられてしまうと、そういう思いを持っております。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） あと最後にですね、売り場面積というのは非常に大きな影響があるということは、私も理解しております。ここ数年、三河内地区にも大きな食料品店ですが、店を移動されまして、規模を大きくされております。また、石川のほうにも、新たに今、整地をされ出てくるというような中で、この商工会のほうでは売り場面積にかかわらず、やはり小売店に対する影響というのは、こういった大手の企業というのは脅威にもなってくるし影響もかなりきついものではないかと思うんですが、この大型店舗に限る部分というのは、どの辺のことなんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） これは面積だと思うんですけどね。1万平米を超える以上のものは、当然もう出せないということになっております。ほんなら3,000平米やったらいいのかと、こういう話になると思うんですね。この部分については、商工会にお聞きしましたら、平成26年度の事業の中で、この一定の売り場面積というのは、どういうカウントをするんだということは協議したいと、要するに、この町に合った小売商業というのは、どういう環境でやったら一番いいのかというのを含めてですね、この一定規模というところ辺も落とし込んでみたいと、こういうぐあい

におっしゃっておられましたんで、その考えを待ちたいなというふうに思っています。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 私も、この大型店舗というものに、法律のもとで出てくる部分に無抵抗なまま許すということは、非常に産業振興、また地域の企業のためにも当然、取り組んでいかなければならない課題ではないかなと思っておりますが、やはり一番最初に申し上げましたように、地元企業は、そしたら、どうするんだという部分もしっかり協議していただき、また、所管の委員会でもご指摘をしていただくぐらいの中で、この請願に対して取り扱いがしていただければと思います。以上で、質問を終わります。

議 長（赤松孝一） ほかにはございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） なしですか。それでは質疑なしと認めますので、紹介議員は、お帰りください。お諮りします。

本請願は、産業建設任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

よって、本請願は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 請願第2号 子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書を議題とします

紹介議員の説明を求めます。

7番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、ただいま上程されました、子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書について、趣旨説明を行いたいと思います。

朗読をもってかえたいと思います。

私たちは、未来を担う子供たちの健やかな成長と、発達を心から願っています。健やかな成長と発達をしていくためのゆきとどいた教育を前進させる施策の充実と大幅な学校予算の増額を求めるものです。

日本の子供たちの相対的貧困率は、OECD35カ国中で9番目に高い貧困率となっています。日本の中では6人に1人が相対的な貧困と言われております。長引く経済の停滞の中で、この地方の子供たちの中にも、社会において当たり前と思われることができない生活水準の子供たちがふえてきています。つまり相対的な貧困が高まってきています。子供の貧困は健やかな成長、自分の能力を力いっぱい伸ばす、幸せに生きていくことに対して大きな壁になっています。

親の経済状況や家庭環境にかかわらず、全ての子供に幸せで健全な発達、豊かな成長の場、充実した教育の機会が与えられることは、子供一人一人が持っている基本的な権利でもあります。

私たちは、子供たちが次代を担うものとして大切にされ、それぞれが持っている潜在的な能力を鍛え高め、世の中の発展に大いに寄与してくれることを期待しています。そのためには、どの子にも豊かな教育が保障されること、社会の責任で子供を育てることが必要です。趣旨をご理解いただき、以下の請願事項を実現していただくようお願いいたします。

請願事項

- 1、充実した学校教育を進めていくために学校に関する予算を増額してください。
- 2、児童・生徒が、経済的に不安なく学校に通えるよう、就学援助制度の対象を広げてください。
- 3、児童・生徒の学校環境衛生基準に基づく学習環境の改善をしてください。特に教室や配膳室の空調設備の設置を急いでください。
- 4、児童・生徒の通学安全確保のための措置をとってください。
- 5、加悦中学校の新築とかかわって「シックスクール」の原因にならないように最大限の配慮と予算を計上し、子供たち誰もが安心して通うことができる学校にしてください。
- 6、学校統廃合問題に関しては、保護者、地域住民、教育関係者と十分な協議を行いながら検討してください。
- 7、老朽化や破損した学校の施設を早急に改修してください。以上であります。

議 長（赤松孝一） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

17番、今田議員。

- 17番（今田博文） それでは、今、提案されました請願について、若干質問をさせていただきたいというふうに思っています。

タイトルが、子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算の増額、教育諸条件の整備・充実を求めると、こういうタイトル、表題なんですけど、この文の中にもありますけれども、大幅な学校予算の増額、こういうことを求めておられるんですね。私はある程度といいますか、ある意味充足した予算の配分も与謝野町ではされてるんだろうというふうに認識をしております。

これ近隣の市町村と比べて、我が町の学校の予算というのはどうなっているか、あるいは大幅な予算の増額、どういう予算をお求めなんですか。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

- 7番（伊藤幸男） 大変難しい質問なんですけども、いや中身を解明するに当たっては難しい課題があるということを言ってるんです。

今の質問に答える意味でですね、十分な今、資料を持ち合わせておりませんが、ご存じのように、日本の教育予算そのものがOECD諸国の中でも最下位なんです、予算は。最下位と、それも平均でいえば、その平均は7割ぐらいしか予算措置はされてません。これがまず、全国の学校予算にかかわってくるベースになっていると、私は思っています。

細かいことを言ってもあれですが、簡単に言えば、そういう国の予算がない中で、とりわけこの町のあれがどうなのかというのは、一般的に言われているのは、この近年のいろいろと見ても、町の教育予算は、そんなに落ち込んでるわけじゃなくて、むしろかなり頑張っていると、相对比较でいえば、しかし今、この請願で求めているような中身というのは、まさにもっと抜本的な大きな、今、行き届いた町にしてほしいと、教育環境をつくってほしいというのは、そういう概念じゃなくて、やっぱり本来あるべき姿、目標にする姿を探求する、そういう気持ちから出ているのではないかというふうに思っています。

特に、先ほどから論議になっています本町の場合はね、とりわけ収入が、所得が少ない町だと

ということが指摘されているわけですから、それに、こうした形です、教育に反映する、ストレートに反映するんでなくて、やはり子供は子供の生きる権利、人権として教育環境を整備していくと、このことが大事だというふうに、私は、今、質問については感じました。以上です。

議長（赤松孝一） 今田議員。

- 1 7 番（今田博文） 具体的には何もわかりません。予算の大幅な増額と言いながら、どこに予算をつけてほしい、こういうことがもっと足りないから充実してほしいということが具体的に明らかになってませんよ。そのOECDでどうだとか、国の予算が少ないとか、そんなことは国会の仕事でしょう。ここ与謝野町議会ですよ、もっとそれは分析されて、近隣の町、市町村と、うちの町の予算が少ない、あるいは子供の環境が、ほかの町と比べて整っていない。あるいは学校の設備が悪いとか、そういうことをお求めになるんなら、それはそれで請願の趣旨というのは成立しますよ。だけど、今の請願者、紹介議員の答弁ではわかりません。もっと具体的にお願いします。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

- 7 番（伊藤幸男） 一番手取り早く答えるとしたら、今、この間も出てましたが、七つの項目で極めて具体的に、そのことは差していると思いますよ。曖昧だと言われるんですが、曖昧じゃないと私は思っていますけど。財源にね、今田議員も長いこと議員されているのであれですが、国の予算の配分は、自治体にですよ、配分は、そういう制約を受けてることはご承知だと思います。ですから、要望が際限なく広がったような、むちゃくちゃな要求だみたいなニュアンスの発言がありましたけども、そうではなくて、今、情勢が求めている子供のね、将来も含めてですよ、そういう中で子供がどういう教育環境に置かれるべきかということから見れば、まだまだ不十分だというふうに思いますよ。

議長（赤松孝一） 今田議員。

- 1 7 番（今田博文） 私の質問に答えてませんよ。大幅な予算の増額をお求めなんですよ。だったら、どこに予算をつける、あるいは、こういうところが足りない、よその町と比べてどうだという具体的なことなんか、何ひとつありませんよ。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

- 7 番（伊藤幸男） 今、言ってる答えで答えになってないと言われたら困るんですけど、今、質問者はね、よその町との比較でどうかという物差しだけでものを言ってますよね。そうでなくて、今、それも答えましたよ。与謝野町は悪くはないと、しかし、今、求められている子供の環境というのは、もっと充実した教育環境が要るんじゃないかということだと思いますよ。

議長（赤松孝一） 今田議員。

- 1 7 番（今田博文） どこまでいっても平行線ですので、次へ行きますが、これ毎年、毎年、こういった請願が提出されるんです。伊藤議員も十分ご承知だと思うんですが、請願というのは議会の意思なんですよ。わかったと、君たちのおっしゃっていることは議会としてわかりましたと、努力しましょうと、このぐらいのレベルなんですよ、請願というのは、もう一つ突っ込んでやろうと思うと、ここに意見書として行政に上げてくださいとか、国に物申してくださいとか、こういうことがなかったら実現というのは、なかなか難しいんだろうと、私は思っているんですが、そこはいかがですか。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番(伊藤幸男) そこにあると、なかなか私の私的な、個人的な意見になると思うんです。請願者にそのことを確認しておりませんので、今後は意見書を出すとか、国に要望せえとかいうことについては、ぜひお伝えしたいと思っています。

私の意見からすると、請願が毎年出てるがという話ですけども、それは要求がある限り請願というのは出せる権利もあるし、出されて、私は自然だと思えます。それで、請願権というのは、そういうもんだと思うし、繰り返しになっても、自分の、その要求が実現しない限り、出すことは十分あると思えます。ですから、それはね、おのおのの考え方によると思えますけど。

議 長(赤松孝一) 今田議員。

1 7 番(今田博文) 私は、何も請願権のことを言ってるのではないんですよ。これは憲法でも保障されてますよ、請願を出すというのは、そんなことをとやかく言っているのではないんです。この望んでおられるようなことを実現しようと思うと、もっと、請願もそうですが、違う働きかけも要るのではないかと、こういうふうに、私は思っているんですね。

伊藤議員は、この紹介議員として何度か、ここで説明を受けています。提案者になられていません。それだけ請願を受けて、経験されているんでしたら、請願者にアドバイスぐらいはできるのではないかと、請願者が勝手にやってることだから私は知りませんと、そういう逃げ腰ではだめではないかと、叱咤激励してるんですよ、いかがですか。

議 長(赤松孝一) 伊藤議員。

7 番(伊藤幸男) 私としては、結果も含め、今後のあり方も含め、内容も、もう少し議員さんにわかるようにしたほうがいいんじゃないかというようなことは随時しとるつもりです。

ただ、今、言ってるような、国や府にも意見書を上げるとかいうことについては、もうちょっと鮮明に、指摘はできてませんので、それは今後は充実させたいと思っています。

それから、今、質問の中にありましたが、もっと違う働きかけも要るんじゃないかという話ですが、それは組合側も、いやいや、この要求実現のための働きかけのことでしょう。それは今、説明します。そういう働きかけも要るということですが、それについては、組合も、ここの団体になっている組合も教育委員会にも随時働きかけをしているようすし、それは努力をされていると思えますけど。

議 長(赤松孝一) 今田議員。

1 7 番(今田博文) ほかの努力もしてるということで、教育委員会にも、物申しているということなんですが、どういう物申し方をされているんですか。

議 長(赤松孝一) 伊藤議員。

7 番(伊藤幸男) 基本的に、この項目についての交渉はしているという程度しか、どういうふうなやり方してるかなんてことは、ちょっと私もわかりませんけど。

議 長(赤松孝一) 今田議員。

1 7 番(今田博文) 私が言いたいことはね、その請願だけでは実現しにくい部分があるんじゃないかと、むしろこれを請願として出されるよりも、やっぱり行政へ物申していくと、直接、予算を持ってるので、そういうところに強力に働きをされるほうが実現の早道ではないかというふうに、親切にアドバイスをしてるんです。以上。

議 長(赤松孝一) 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 大変ありがとうございました。それは率直に受けとめて、前向きに頑張りたいと思います。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

9 番、家城議員。

9 番（家城 功） それでは、質問させていただきます。

まず最初に、請願事項の4番目、児童・生徒の通学安全確保のための措置ということを書いてございますが、具体的には、こういったことをお考えでしょうか。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 一番わかりやすい点でいいますと、既に行政が通学路対策でね、通学路対策のあれでやりかけていますよ。あの問題をできるだけ早急に十分対応してほしいということで、もっと速めていただけるとありがたいということだと思いますけど。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 通学の安全確保につきましては、それこそ、もう既に取り組みをされておりますし、また、学校ごとに見守り隊だとか、立ち番だとかという中で、常に意識をはらっておられるのではないかなと、この請願事項に出くる行き届いた教育の中に、こういった関連があるのかなという部分、ちょっと疑問に感じると思いました。

それと、5番目の加悦中学校新築に当たってのシックスクール、これの原因にならないようにということでございますが、紹介議員のほうは、今度の予定されております加悦中学校にはシックスクールの原因になるような要素が含まれておるとのご理解でよろしいのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） まず、4番目の答弁が不十分だったような気がしますので、もう一度言いますが、交通安全対策の問題はやりかけている、完成はしていない。だから、要求があっただけとしたいと思います。

それから、シックスクール問題は、これはほかの町でも、ケースも出てるんですけども、新築をしてシック対策といいますが、ああいうことを非常に万全をとってるけども、しかし、まだ、子供の症状とか、そこにいる人の反応の仕方って多様ですから、ケースがね。弱い場合もあるし、これはいいけども、こっちが悪いとかあるので、その現象が、専門的にはわかりませんが、さまざま、なかなか対策は、パーフェクトになかなか難しいらしいです、施工上のね。

いろいろケースが、そういう起き方をするので、そこについて、できるだけ万全にしてほしいという要望ではないかというふうに理解してますけど。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 今、新築予定の加悦中学校最大限の、私は、予算の中で最大限の配慮をされておると思っております。この請願事項の最大限の配慮と予算計上をし、子供たちが、誰もが安心して通うことができる学校というのは、もう既にされている分野ではないかなと、請願事項に、なぜ、これがまた、新たに加わったのかという疑問がございます。

それから、6番目、学校統合問題に関しては保護者、地域住民、教育関係者など、十分な協議を行いながら検討してくださいとございますが、過日、子育て委員会が主催で、各旧町内に3カ所回られました。紹介議員、全く私、姿を見てません。こういった協議は、もう既に子育て会議

の中でも一生懸命されておりまして。

なぜ、この項目が、また上がってきたんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） より充実した形で、こういう住民の声を聞くといいますが、関係者や、今、出されているのは保護者、地域住民、教育関係者と十分な協議を行いというのは、よりそのことをきちっとしてほしいと、そのことで町民全体で施設づくりや教育環境を整備するということですから、この立場を繰り返しているんだと思いますので、それはそれで大事なことだと思いますけど。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） とりあえず、今どんな取り組みをされているかということは、やはりこの請願人の方も、また、紹介議員になられた伊藤議員も、やっぱりこういった会議がある、そんな中で、どんな話が出ているんだろうか、やっぱり現状を理解していただきながら、こういった請願は出していただかなければ、なかなかこれ毎年、先ほど今田議員も言われましたが、同じ内容で同じことが出てくる。ましてや、このタイトルが、子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための予算を上げてくれというようなことです。条件を整備してくれということです。

私は、子供もおります。PTAの会員として、やはりこの予算を上げてもらうことよりも、まず、学校教育のあり方をもっと見直す必要があるんじゃないかなという思いでおります。冷暖房のきいた環境の中で、勉強することが、子供にとっていいのか、やっぱり厳しさの中で、学ぶことも大事だと思いますし、この請願を出されるなら、先ほど、今田議員も言われましたが、趣旨には、理解は十分できますが、この請願事項については、既に取り組んでいること、また、されていること、そういった中で、あまり整合性がないように感じるんですが、その辺はいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の質問に、まず答えますが、今も、さっきも4番の問題でも言いましたけども、家城さんは、これは完成してると、完了していると、要求に上げる必要はないというふうに、私とれるんですよ、今の話を聞いていたら。完成してなかったら、仕事をやりかけて、ちょっとやりかけたら、やりかけたと、項目は要らないと、こういうふうに考えておられるんですかね、むしろそこがわかりません。ちょっと待ってください。

それから、あとの項目についても、まだ、完成、完了してるわけでないわけで、そのことは別に請願事項として上がって、あかん問題なのかという点ですよ、これがまず答弁です、要約した。

それから、もう一つは、一貫してるんですが、ずっと疑問が、今田議員からも出ましたけども、私の問題意識はね、前回のときも言いましたけども、これは大きいレベルで言ったのであれですけども、子供の貧困問題というのは我々の想像以上ですよ。それは世界的に比較から見たときでもね、日本は重大なところにありますよ。そのことの認識が、僕自身も含めて欠如していると思います。

ですから、深刻な事態を、どう打開するかということをね、本気で教育に携わる人間や議会も考えていかなきゃいけないというのが、私の実感です。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番(家城 功) 一つ目の私に対する逆質問というか、あれですけども、既に取り組みまれております。そういった中で、これを出す必要があるかないかということですが、この書き方を見ておられますと、安全確保のための措置をとってくださいとあります。まだ、これが途中半ばなので充実を図ってくださいとか、そういう内容なら理解できますけども、全くこれはできてないことの指摘みたいな書き方しかしてございません。そういった中で、私はそういった質問をさせていただいております。

それから、子どもたちにゆきとどいた教育をするための教育予算額の増額、また、整備を、進めてくれというような趣旨は理解できます。今、子供たちの貧困は進んでいるというご意見がございました。ならば、請願事項は2番だけでいいと、私は考えます、この書き方なら、それが私の思いです。いかがですか。

議 長(赤松孝一) 伊藤議員。

7 番(伊藤幸男) 今ね、私、言ったのは、それが全てなんて言ってませんよ。請願、それは私の個人に求められた意見だから、今、貧困の問題を言ったわけでね、この請願を出した方々は、これは今、言った、明らかに、こういう要望について言ってるわけで、この背景にあるのがということで、質問の中で感じるのは、子供の貧困に対する問題意識が、私は、まだ十分でないんじゃないかというふうに思ったから、そういう答弁をしたわけで、答弁の理由として。それから、今、指摘があった4番の話は、言葉の揚げ足をとるような感じがするんだけど、とってくださいというのが充実というふうにすべきじゃないかと、これはちゃんと伝えるようにします、今後。

議 長(赤松孝一) 家城議員。

9 番(家城 功) 先ほど、今田議員もおっしゃいましたが、これ毎年出てきます。そういった中で、紹介議員として何回も紹介されております。そういった中で、やっぱりこういった、本当に大事な分野だと思われるのであれば、やはりなぜ、これが大事なのかという請願事項を簡単に書かれておりますが、やはり説明をきちっとしていただくなり、文書であらわしていただくなりしていただきたいと思います。

それと、紹介議員、最後に一つだけお聞きします。私、先ほどやっぱり教育に関しましては、子どもたちがゆきとどいた教育をするためには、教育現場の改善が、僕は第一だといつも思っております。予算を上げることが最優先のように書かれておりますが、もっと訴える部分が違うのではないかなと、私は思いますが、紹介議員になられて、その辺のことは請願者とお話になられたり、そういった話があったのか、その辺だけお聞きして質問を終わらせていただきます。

議 長(赤松孝一) 伊藤議員。

7 番(伊藤幸男) この間の、いろいろと請願が何度かありましたが、随時それは打ち合わせをして、事前に我々のとこに連絡があるので、紹介議員になってほしいということですから、やってきました。今回は、ちょっとね、時間がとれなくて、ご承知のように年度末になってから提案ですから、ごめんなさい。会期末になってから、大変ご迷惑をかけていると思っています。

ともかく、今のご指摘あった、なぜ重要なのかというような点は、もっとわかりやすいようなことは伝えてするように、することについては、したいと思っています。

ただ、今、もう一つの環境整備にかかわって重要と思うけどもという話があったけども、それはお金の問題じゃないというニュアンスだったんですが、もちろんそれは提出者も、よくそこは

わかっているわけで、ただ、金の問題を抜きに、全く抜きに改善できるかというのは、なかなか難しい問題がたくさんあるのではないかというふうに思いますけど。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） ぜひ、お金をかけることを先に考えるのではなく、やっぱり教育現場、教育実態をきちっと、どうしていくかということ、先に請願として出していただきたいなど、個人的な考えではございますが、お願いしときまして、質問を終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

1 3 番、井田議員。

1 3 番（井田義之） 少しだけ、ちょっと紹介議員にお尋ねしたいと思います。

今、議論を聞いておりますと、というのは私にも文教厚生委員会なので、これを付託をされたらやることなんで、何も言わまいと思って、何も聞かまいとおったんですが、今、今田議員やら家城議員に答弁されとる中で、伊藤議員の思いが、かなり答弁されとるのではないかなど。

というのは、我々は、この文を請願を受けて、委員会の中では請願の趣旨に添って、請願者の思いをくみ取って、そして、委員会でいろいろと協議をさせていただいたり、審議をして決めるわけですね、先ほど伊藤議員、今の状況の中で、今回は請願者とあまりコンタクトがとれなかったんだということを言われましたけれども、先ほどからの答弁を聞いておって、伊藤議員の思いが余りにも多いんですね。私はちょこちょこ控えましたけれども、それに対して我々は審議をするわけではないんですね。やはり請願事項、請願者の思いを請願者を呼んで聞かせていただいて審議するわけですね。だからその辺のところを伊藤議員も議員の中で請願を審査される中で、どういう思いで、そういう今、答弁をされたのか、その辺の思いをちょっと聞かせてやってください。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ちょっと理解が混乱、私自身がしているのかわかりませんが、冒頭から伊藤議員の見解を問うという趣旨だったと思っています。だから、今、伊藤議員のカラーで答弁が、そればかりのような印象があるという話があったんですが、私は別に意識して、私の見解、私の見解を述べたわけではありません。基本的に趣旨説明を行うのは個人の見解ではありませんから、ただ、求められたために、そういうことを言ったということはあると思いますよ。

それから、私自身が知り得る情報があって答えたことはあると思うんですけども、だから、それはご指摘のとおり、そのように思っています。だから、偏見があったら、それは、そういう立場で、今、質問者が言ってるような立場で委員会でも審議をしてほしいと思います。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 特に、私今ぱらっと見せていただいて、この趣旨のずっとタイトルですね、タイトルというのか趣旨については、これはこういう状況だと、やはりいろいろな現状で理解できるんです。ただ、細かい具体的な内容ですね、先ほどから出ておる。これについて、家城議員も今田議員もいろいろ指摘されましたけれども、この中のほうが我々、委員会としては大事なんです、具体的に。だから、その辺のところをね、やはりしっかりと打ち合わせされた内容について、報告をしていただかないと、私たちは、今度は委員会の中でいろんな議論する中で、やっぱりその辺がちょっと困るかなという思いで、ちょっと言わせていただきました。

伊藤議員の答弁はもう結構です。とりあえず、そういうことで、我々審議するのに、かなり迷う部分を審議しなければならないかなということが起きてくる可能性があるということだけ指摘しておきます。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 答弁を求められませんが、今、ご指摘はよくわかっておりますので、本来、冒頭に言うべきでしたが、会期末になってからね、こういう請願を出すというのは、明らかにもう継続になりますのでね、それはお断りせんといかんかったんですが、今、言うてるように十分な協議をしていく上で、今ご指摘あった点で教員組合の方とも協議もして、現場の実情もよくつかんで参加したいというふうに思っています。

1 3 番（井田義之） 終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） これにて質疑を終結します。

自席へお帰りください。

お諮りします。

本請願は、文教厚生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

よって、本請願は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

ここで、議会運営委員会のために暫時休憩をいたします。

（休憩 午前 11 時 36 分）

（再開 午前 11 時 47 分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、会議を再開いたしますが、ただいま議会運営委員会で、これからの追加日程等を諮っていただきました。この休憩中に、議案は皆さんの自席のほうに配付されますので、よろしく願いいたします。

それでは、ここで 13 時 30 分まで休憩をいたします。

（休憩 午前 11 時 47 分）

（再開 午後 1 時 30 分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

お諮りします。

ただいま、追加日程第 1 発議第 4 号 「下水道分担金」問題の徹底究明と再発根絶を求める決議ほか、1 件が追加提出されました。

以上、2 件を上程し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

したがって、追加日程第 1 発議第 4 号 「下水道分担金」問題の徹底究明と再発根絶を求める決議ほか、1 件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 発議第 4 号 「下水道分担金」問題の徹底究明と再発根絶を求める決議ほか、

1 件を日程に追加し議題とすることに、賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(赤松孝一) 起立多数であります。

よって、追加日程第1 発議第4号「下水道分担金」問題の徹底究明と再発根絶を求める決議ほか、1 件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第4号「下水道分担金」問題の徹底究明と再発根絶を求める決議を議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長(秋山 誠) 失礼します。

発議第4号 平成25年12月18日、与謝野町議会議長 赤松孝一様

提出者 与謝野町議会議員 塩見晋

賛成者 与謝野町議会議員 杉上忠義

賛成者 与謝野町議会議員 野村生八

「下水道分担金」問題の徹底究明と再発根絶を求める決議について、上記の議案を別紙のとおり与謝野町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。以上です。

議長(赤松孝一) 提出者より提案説明を求めます。

5番、塩見議員。

5番(塩見 晋) それでは、私たちが提出した下水道分担金問題の徹底究明と再発根絶を求める決議(案)の朗読をいたします。

本年7月の記者会見で明らかにした下水道受益者分担金、負担金など2,670万円もの不納欠損を発生させた問題で、多くの住民から厳しい指摘や批判、そして、住民監査請求まで出るという、かつてない大きな不信が渦巻いている。その原因は、担当課職員が時効の認識が極めて希薄であったために、法的措置が行われずに時効を迎え、不納欠損を発生させたものである。

加えて12月議会初目、全員協議会で、町長から時効が過ぎた後も分担金など223万円を受け取っていたことが報告された。その後の産業建設常任委員会で、住民監査請求の監査委員会審査で指摘を受け、明らかになったこともわかった。これは、昨年9月議会以降、この問題の実態調査を進めていた担当課では、その全容実態のまとめを行い、その結果を今年4月末に町長、副町長、担当課長、担当主幹の4人で協議をし、住民の混乱を避けたいとの思いから、時効後の入金を議会に報告しなかったものである。

この判断は、結果的には隠ぺいとも言える対応であり、いかなる理由があれ、断じて許されるものではないと、こうした町長、副町長、担当課長らの対応には、極めて重大な判断ミスがあり、住民の納得が得られないものである。とりわけ時効後の入金の処理対応についての判断ミスは、住民からの信頼を重ねて裏切る結果となった。町長は、その後12月9日の本会議冒頭で、極めて重大な判断ミスであったことを認め、改めておわびとともに再発防止の表明をした。

したがって、与謝野町議会としては、町長はじめ全職員が監査結果の内容を十分尊重され、深い自覚を共有し、従来からの行政体質を抜本的に改め、今後、原因の徹底究明と、町長が表明した再発防止と根絶に向け、全力を挙げることを求めるものであり、同時に、法に基づき住民の十二分な理解を得られるよう、信頼回復へ厳正かつ道理にかなう徹底した情報公開の対応を強く求

めるものである。以上、決議をする。

平成25年12月18日、与謝野町議会、私たちは問責決議は法的拘束力を持たないというもの、これによって首長の姿勢に対する糾弾が行われることもあり、今回、信頼回復への最大の努力を強く求めるものとなりました。

どうか賛同をお願いしたいと思います。以上、終わります。

議長（赤松孝一） 質疑を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

次に、本案に対する賛成意見の発言を許します。

有吉議員。

3 番（有吉 正） 民主みらいの会の有吉です。会派を代表し賛成討論をいたします。

二つの決議案が上程をされております。

発議第5号では、太田貴美町長に対する問責決議（案）であります。問責決議には、法的拘束力はありません。しかし、国会の参議院では、マスコミ等によく報道されますように、大臣など、辞任につながっております。町長の場合は、町の行政運営に支障を来すこともあり得るのではないか、危惧されます。議員の判断は重いものであります。

私は、町民の信頼を取り戻すために、町長には、次の速やかな対応を強く求めたいと思います。再度、具体的にペナルティについての責任をあらわしていただきたい。それと、町民への説明責任を果たしていただきたいという2点でございます。

10月から11月に議会懇談会を行いました。7月に行われた行政の懇談会で下水道の不納欠損のことについての質問が受け付けてもらえなかったという多くの不満の声がありました。私たち議会に対しても、非難の声が多くあったのも事実でございます。

さて、私たち議員も町長も、任期はあと3カ月でございます。4月には選挙でございます。残り任期、一日も早い信頼回復に向けて、全力を挙げて取り組まれることを強く求め、私は、この案に対する賛成討論といたします。ぜひ、議員諸兄のご賛同をお願いいたします。

議長（赤松孝一） 次に、本案に対する反対意見の発言を許します。

6 番、宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 今回の下水道受益者分担金、負担金の2,668万7,000円の不納欠損を発生させたことは、町民に不公平感を増大させ、行政への信頼を大きく失墜させることになったと思います。

原因は、旧3町から新町に移行しても、なお担当職員の時効への認識が希薄であったことで、下水道法が遵守されず、法的措置がとられなかったことにより、不納欠損を発生させたものであります。

その後、10月10日に住民から監査請求が出され、監査の中で監査委員の指摘により時効が過ぎた後に分担金等223万円を受け取っていたことがさらに判明いたしました。これは行政側が、この223万円のことを、当初から確認をしておきながら、議会及び町民に報告せず、町長、

副町長、担当課2名の合計4名で隠ぺい工作を企てたと思われる行為であります。議会や町民をあざむいた罪は大変重く、町長の責任において辞職されることを強く要望するものであり、町長不信任に値するものであると考えております。

よって、私は、この法的拘束力のない、この二つの決議案では、町民の信頼を払拭することができないと考えておりますので、この決議案に反対するものであります。以上で、反対討論いたします。

議 長（赤松孝一） 次に、賛成意見の発言を許します。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私は、日本共産党議員団を代表して、下水道分担金問題の徹底究明と再発根絶を求める決議案に対する賛成討論を行います。

まず、今回の決議案は、今、述べられているように二つの決議案が出されていることです。この違いがわかりにくいと思いますので、改めて説明しておきたいと思います。この違いは、一つは指摘されている下水道受益者分担金、負担金の時効後に223万円を収納していたことが、議会に報告されなかったこと、これは結果として隠ぺいともとられる対応であり、断じて許されることでない行為と重く受けとめているところであります。だからこそ、当初から議会としての議決をすることが重要だという態度で私たちは取り組んでまいりました。また、議員全員の一致による議決になるよう協議も重ねてまいりましたが、残念ながら合意することができませんでした。

したがって、今回の今、提案している下水道分担金問題の徹底究明と再発根絶を求める決議を共同で、有志で共同で提案をしました。

二つ目は、合意できなかった最大の問題点は、問責決議というものが不信任決議と同等のものである点であります。議会の解説書によりますと、問責決議とは、責任を問うことを内容として行うもので、類似のものとして不信任決議、解任決議、辞職勧告決議などがありますと書かれています。また、地方公共団体の首長に対して、法的拘束力を持たないものの過半数によって可決できる問責決議によって、首長の施策に対する糾弾が行われることもあるとあります。私たちは、今回の下水道の新たな問題が町政全体を否定するものではなく、この問題の徹底究明と再発根絶を求める決議こそ、求められていると考えています。

そして、私たち議員有志が提出した、下水道分担金問題の徹底究明と再発根絶を求める決議案は、9人もの議員の皆さんからご提案や補強をすべき点など指摘を受け、4回にわたって補修、補強、修正されたもので、内容的にも下水道分担金問題の内容が大変わかりやすく、しかも大変よく整理され、問題点をすどく掘り下げた内容になっているという点だと自負しているものであります。

この決議文には、12月9日の本会議冒頭、町長がおわびとともに再発防止への強い決意と思える表明がされたことが書かれています。これは、このことは、町理事者側の姿勢を改めて明確にしている点であり、その内容も問題点を深く掘り下げた視点、これを明らかにして課題に取り組む姿勢を鮮明にしている点です。この点は、もう一つの決議案である問責決議には全く欠如している点であります。

私たちの決議案にも書かれているように、この下水道分担金の問題の最重要の課題は、町理事者が先頭に立ち、今後も徹底した原因究明とともに再発を許さない根絶対策、既に、この一つと

して債権管理条例が提案されていますが、これらも含めた対策をしっかりとやり切ることであり、同時に住民の皆さんに経過と内容を十分情報公開し、信頼回復することだと考えております。少し繰り返しになりますが、私たちが提案した決議案の最後の文章を読み上げて終わりたいと思います。

したがって、与謝野町議会としては、町長はじめ全職員が監査結果の内容を十分尊重され、深い自覚を共有し、従来からの行政体質を抜本的に改め、今後、原因の徹底究明と町長が表明した再発防止と根絶に向け、全力を挙げることを求めるものである。

同時に、法に基づき住民の十二分な理解を得られるよう、信頼回復に、厳正かつ道理にかなう徹底した情報公開の対応をされることを強く求めるものである。以上で、下水道分担金問題の徹底究明と再発根絶を求める決議案の賛成討論を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長（赤松孝一） ほかに、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、発議第4号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに、賛成議員の起立を求めます。

（起立少数）

議 長（赤松孝一） 起立少数であります。

よって、発議第4号「下水道分担金」問題の徹底究明と再発根絶を求める決議は、可決しないことに決定しました。

次に、追加日程第2 発議第5号 太田貴美町長に対する問責決議を議題とします。

事務局に朗読をさせます。

事務局長（秋山 誠） 失礼します。

発議第5号 平成25年12月18日、与謝野町議会議長 赤松孝一様

提出者 与謝野町議会議員 井田義之

賛成者 与謝野町議会議員 今田博文

賛成者 与謝野町議会議員 小林庸夫

賛成者 与謝野町議会議員 山添藤真

賛成者 与謝野町議会議員 家城功

賛成者 与謝野町議会議員 浪江郁雄

太田貴美町長に対する問責決議について、上記の議案を別紙のとおり与謝野町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。以上です。

議 長（赤松孝一） 提出者より提案説明を求めます。

13番、井田議員。

13番（井田義之） それでは、私のほうからちょっと説明しながら、決議文を読み上げさせていただきます。

今回の下水道等の件につきましては、町民とか議会への対応に対する町長の責任は重いものであるということで、町長の責任を問うということで問責決議とさせていただいておりますけれども、先ほどから出ておりますように、不信任と問責決議とは全然違いますので、そのことをまず

冒頭、申し上げておきます。

そこで、賛成議員の方々を含め、今回の協議に加わっていただきました議員さんを代表して、私のほうから決議文を読み上げさせていただきます。

#### 太田町長に対する問責決議

旧町時代を含んで、ことし5月に下水道受益者分担金、負担金の収納について、時効の認識が全くなかったということで、2,668万7,000円にも及ぶ金額が時効消滅するという信じられないような事態に直面し、町民の中には行政不信と不公平感が充満している。

議会の中でも、これ以上の金額がないかと再三再四確認し、今後は法令を遵守するとの約束をされたにもかかわらず、今回、新たに住民監査請求の審査過程で222万5,000円が法的に収納できない時効後に納付されていたのに返還措置がとられていないという報告を受けた。しかも原課の報告を受けながら議会に報告をしないことを申し合わせるなど、組織ぐるみの隠ぺいの事実も判明した。

12月2日の全員協議会で町長からは、結果的に虚偽の報告をしていたことをおわびすると陳謝されたが、陳謝の事象が多過ぎるのも事実である。加えて、専決処分で報告された町職員による自動車事故にしても人身事故はないと報告をしながら、事実は人身事故も起きていたという実態を把握するにつけ、いろんな局面で町議会を軽視、愚弄していると言わざるを得ず、まことに遺憾である。

よって、今後このような事態が繰り返されることのないよう、太田町長をはじめとする職員が高い意識を持って再発防止の強化を図り、組織を上げて法令遵守の確立に努め、信頼回復に向けて取り組むよう強く求めるとともに、太田貴美町長に猛省を促し、その責任を強く問うものである。

以上、決議する。平成25年12月18日

どうか皆さん方のご賛同をよろしく願いをいたします。

議長（赤松孝一） この件も質疑を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。ございませんか。

1番、野村議員。

1番（野村生八） 日本共産党与謝野町議員団を代表して、太田貴美町長に対する問責決議に対する反対討論を行います。

先ほどの決議の中で、伊藤議員が賛成討論として指摘されたように、問責決議というのは町政全般にわたる町長への責任を問う決議であり、今回の下水道分担金、負担金の大変大きな行為、このことを重く受けとめる、このことから出すべきものではないと考えています。また、この問題から町政全体の評価をすべきと考えるべきではないと思います。

提出者は、今回の問責決議は不信任ではないと提案説明で言われました。提出者は、こういう思いで出す決議としては、どういうものがあるか、町村議長会に問い合わせる中で、問責決議が大変重い決議であり、そういう意味ならば猛省を求める決議が妥当ではないかとの指摘を知りな

から提出をされました。提出者の思いから言っても、問責決議はそぐわないと考えます。また、決議文の中身でも下水道問題以外の問題も含めることによって、下水道問題の本質が弱められていると指摘せざるを得ません。とりわけ交通事故問題は、12月2日の町長答弁では、町長は、その時点で知らなかったと推測でき、この本質を検証することなく談じています。

担当課長が知っていたのは事実で、本会議で問題になった時点で指摘しなかったことは問題だが、町長が結果として隠ぺいとも言える対応をしたことへの決議には、とても相入るべきものとは思われません。

太田町長は、旧野田川町時代から、住民の声に基づく町政を進め、毎年のように町政懇談会を開き、そこで出された声や議会での議員の意見、職員からの提案を大切にされた町政を進めてこられました。合併した与謝野町にも、それは引き継がれました。そこからさらに住民との協働、住民参加の町政へと、大きく前進をしてきました。

産業では、産業振興会議を設置し、多くの業者の皆さんが参加をして、みずからの経営を地域の元気の中で進める活発な議論がされ、それが、ほかの住民にどんどんと広がっています。

農業では、命の里事業で、地域の住民の中で農業を支えていく、環境を支えていく取り組みが始まり、それがほかの地域へも広がっています。

福祉では、自立支援協議会に業者が参加し、みずからの力でやすらの里が建設されるなど、新しい住民参加が進み、また、地域包括システムでは、石川区などでの先進的な、住民が高齢者を支える、この取り組みが進められ、それがほかの地域へと広がっています。

このように、町の多くの課題が、分野が、住民が、参加して町政を進めていく、府下でも、ほかにない先進的な新しいまちづくりが進められています。まさに、こういう町政を進めていく上で大事なことが、住民との信頼、協働の、このためにも信頼だというふうに思いますが、今回の、この問題が、この大切な信頼に傷をつけるものであることは明らかだと思います。

そういう意味で、太田町長らしく、この信頼を回復するために、あらゆる努力をされて、この問題を通じて、今まで以上に住民との信頼が強まり、この協働のまちづくりが、さらに前進がされるような取り組みを強く求めています。

こういう意味で、本問責決議案、まさに提出者の思いから言っても、問題から言っても、そぐわない決議の内容と考え、この決議案に対する反対討論といたします。

議 長（赤松孝一） 次に、本案に対する賛成意見の発言を許します。

17番、今田議員。

17番（今田博文） それでは、ただいまの問責決議に対する賛成討論を行います。

平成24年度決算において下水道受益者分担金、負担金2,660万円が不納欠損になりました。その原因は、下水道課職員が時効に対する認識がなく、旧町時代から長年にわたり処理してこなかったことが原因であり、全くずさんきわまりないと言わざるを得ません。

このことにより、町民への不公平感を増大させるとともに、行政への信頼を失墜させた。加えて時効を越えた負担金、分担金220万円を受け取っていたことが監査の過程で判明した。監査委員から指摘を受けるまで、そのことを隠していたことは重大であり、看過ならない事態である。しかも、町長、副町長、担当課が相談して隠すことを決めるなど、組織ぐるみの隠ぺい工作を図ったことになる。隠すつもりはなかった、整理がついたら公表するつもりだったと町長は発言し

ているが、本当に、そんな思っていたのか疑わしい。この間、議会に対しても虚偽の答弁を繰り返してきたことは事実であり、町民に対する背任行為と言わざるを得ない。太田町長の道義的、政治的な責任は極めて重いものがあると思います。

今後は、法令遵守の徹底と信頼回復に向けて、全力を挙げて取り組むとともに、町民の負託に応える行政の推進を願うものであります。以上、賛成討論とします。

議長（赤松孝一） 次に、本案に対する反対意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 次に、本案に対する賛成意見はございませんか。

12番、多田議員。

12番（多田正成） 今回の、この問題は、産業建設常任委員会の所管で随分携わってきましたので、一言、委員会の思いとして討論をさせていただきます。

今般、下水道受益者負担金、分担金の消滅時効問題は、旧町時代から滞納金として引きずってきたものですが、下水道課では集金、また、滞納処理も行わず、長年見過ごしてきたのは財務管理監督体制が全くできておらず、担当課の職務怠慢と行政全体の管理意識の欠如としか言いようがありません。

しかし、住民の皆さんへもご理解いただきたいのは、町の衛生環境へのまちづくりとして、取り組んできた事業であります。ほとんどの住民の方は、ご理解とご協力をいただいております。町の事業に関して、ご理解をいただき、住民として払うべき税、公共料金など、事業運営に欠かせない財源であります。当然払わなければならない責務と義務があります。それでも、生きていく中には、どんな困難もあります。お互い理解し、行政として住民を守らなければならないことも行政の責務だとは考えていますが、その場合は、行政として民生組織や福祉施策もありますので、ご理解いただきたいと思います。

今般の下水道受益者負担金、分担金の滞納には、そういった面も含まれていることも事実であります。しかし、今回の問題は、その分析すらできておらず、滞納金だけを積み上げてきたのも事実であります。そういった怠慢の中で、私たち産業建設常任委員会は、昨年9月の委員会で滞納、時効問題を取り上げ、委員から課長へ指摘をいたしました。その後、下水道課は約6カ月間かけて書類を調査して、ことしの3月末に消滅時効が完成していることが判明し、町長へ報告されております。その後、4月に町長は記者会見を開き、町民の皆さんへ、その内容を明らかにされたのは、ご存じのとおりであります。

私たちは所管事項だけに、そのことを重く受けとめ、原因究明をしまいいりました。その原因の内容は、担当課の業務管理に必要な法的認識の欠如はもちろんのこと、行政組織の危機管理意識の欠如であります。

税務課は、税のみの徴収、各担当課も所管の公共料金の徴収しかやらない。つまり税、料金は、共通することはなく、全体の歳入管理ができていない状況で、全く組織として連携がとれていなかったのであります。所管の滞納額も、各課長が、どこまで把握していたのかも疑問であり、組織でありながら、組織機能が全く機能していないことが調査でわかってきました。

今般の問題は、多くの町民の皆さんから厳しい指摘、ご批判、そして住民監査請求まで出るという、かつてない重大な問題であります。また、住民監査請求による監査委員さんの調査で明ら

かになった時効完成後の負担金、分担金225万5,000円の収納問題であります。

こういった一連の問題の処理について、4月に町長、副町長、下水道課長、担当主幹の4名で協議されており、公表しないことを決められていたことは、行政で最もあってはならない行為であります。私たち常任委員会は、再三再四、委員会を開催し、滞納問題を指摘してきただけに、啞然として、やりようのない気持ちであります。さらに、このような問題が隠されていたことは金銭の大小の問題ではなく、残念でなりません。町民の大切な財産を預かる団体としては、余りにもずさんで管理体制が弱体化しているとしか言いようがありません。

しかし、事は起きてしまってから幾ら追及しても元に戻ることはありません。その責任として、私は今後の対応のとり方が一番重要であると考えています。今後の財政運営に我々常任委員会の原因究明や指摘が無駄にならないよう、今後の組織体制と危機管理意識が、執行部をはじめ全職員の意識改革につながり、管理業務に生かされることを願っています。

今後の問題は問題として、行政の責任者として、その責任は重く、一日も早く町民の信頼を取り戻すべく責任と、その対応を速やかに進めていただくことを強く求め、本問責決議案に賛成するものでありまして、賛成討論とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） ほかに、討論はありませんか。

9 番、家城議員。

9 番（家城 功） それでは、太田町長に対する問責決議に対しまして、賛成の立場より与謝野クラブを代表いたしまして、討論をさせていただきます。

まず、最初に共産党議員団の方が、この222万5,000円を隠ぺい、また、その後の事故報告も隠ぺいという表現をされましたが、この決議文には何も、そんなことは書いてございませんし、そういったご理解はしていただかないように、よろしく願いいたします。原文を読んでもいただければ明確であると思います。

それでは、この案件に対し賛成の立場から討論させていただきます。

このたび下水道受益者分担金、負担金の不納欠損処理問題につきましては、町民の皆様にご与えた不公平感と行政に対する不信感、それにつきましては、さきに開催いたしました議会懇談会でも多くの皆様のご意見もあり、大変重く受けとめておりますし、極めて責任は大きいと感じております。そういった中で、今回、住民監査請求が出され、監査委員の方の指摘の中から、新たな事実が判明いたしました。

問題発覚後に議会報告や委員会報告、また、マスコミに対する記者発表、そして、町民の方に説明報告をされた町報の記事、並びに町政懇談会での説明では、全く出ていなかった時効成立後の徴収金222万5,000円の件でございます。このことは再三、議会からの確認に対しても、また、記者発表時にも、そして何より町民の皆様に対して事実を偽って説明がされており、まさしく組織ぐるみの隠ぺい行為であると感じております。

本来であれば、もっと厳しい責任追及をもすべき事態では、あるのではないかと考えますが、今、何を最優先しなければならないかと考えたとき、町長には、この責任の重さに対する再認識と厳しい反省をしていただいた中で、町民の方への信頼回復に向けた取り組み、また、副町長以下、職員の意識改革を徹底して行っていただければ、これからの町の将来はないものに等しいと受けとめております。

したがって、本議案に賛成させていただきます。なお、私は問責決議とは、町長に責任を問うものであります。辞職を勧告しているものではないと受けとめておりますので、つけ加えさせていただきます。以上です。

議 長（赤松孝一） ほかに、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、発議第5号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに、賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

議 長（赤松孝一） 起立多数であります。

よって、発議第5号 太田貴美町長に対する問責決議は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6 閉会中の継続審査（調査）申出書を議題とします。

3常任委員会から、審査（調査）中の事件について、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査（調査）の申出書が議長に提出されております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付されました議案、その他は全て議了いたしました。

ここで、町長より挨拶を求めておられますので、太田町長、ご挨拶をしてください。

町 長（太田貴美） 平成25年12月定例会の閉会に当たりまして、一言お礼とご挨拶を申し上げます。

本定例会では、12月2日の開会から本日まで17日間にわたる会期でもって、専決処分の報告2件、人権擁護委員候補者の推薦案件2件、町が有する債権について適正な管理を行うための債権管理条例の制定、平成25年度税制改正に伴う税外収入金督促手数料等、徴収条例の一部改正案件、また、同条例の例による取り扱いとするための介護保険条例並びに後期高齢者医療条例の一部改正案件、消費税及び地方消費税の税率の改正が平成26年4月1日から施行されることに鑑み、簡易水道給水条例ほか4件の一部改正案件、与謝野町幾地コミュニティ広場ほか9施設の指定管理者の指定案件をはじめ、平成25年度一般会計補正予算（第5号）ほか、各会計補正予算8件など、都合29件にも及ぶ重要事項のご審議をお願いしてきた次第でございます。

この間、赤松議長をはじめ議員の皆様方には本会議や、あるいは各常任委員会におきまして熱心にご審議いただき、全議案を原案どおり議決いただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。

特に、この間、下水道分担金、負担金の不納欠損処分の問題につきましては、住民監査請求に係る監査委員からの勧告をいただいております。今後、町として勧告の内容を精査いたしまして、そのしかるべき措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

また、ただいま私に対する問責決議がなされました。そのことも真摯に受けとめてまいりたい

と思います。今後におきましても、ご審議の中でいただきましたご意見、ご提言、真摯に受けとめまして、諸施策の推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

依然として、町を取り巻く経済環境は、まだまだ厳しい状況が続いておりますが、町民の皆様のお暮らしを守るため、一生懸命頑張る所存でございますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

本年も残すところ、およそ2週間となりました。議員の皆様をはじめ本日ご参会の皆様には、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げますとともに、ご家族おそろいで希望に満ちた新年をお迎えになりますよう、ご祈念申し上げまして、本定例会の閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

最後に、議長のお許しを得て、一言、町政に対する私の所信を述べさせていただきます。

今議会の一般質問で、次期町長選挙に向けた私の態度についてのご質問をいただきました。私は、その答弁の中で、現在の町政の達成度や課題について、新町のまちづくり、総合計画の総仕上げということをお願い、任期中は力いっぱい奮闘させていただくとともに、次期町長選挙への姿勢につきましては、今しばらく熟慮、検討させていただきたいと述べさせていただきました。

その後、町民の皆様や議員の中からも、総仕上げと言うなら、責任を持ってやり遂げるべきではないかとの激励の声を多くいただきました。また、この間、町民の方々や議会からも厳しいご指摘をいただきました下水道受益者分担金等の不納欠損処分問題に関しまして、二度と、このようなことを起こさない、このようなことを根絶することが、私の役目であると、そうした思いも強く感じております。そのためには、公正で効率的な行政機構の確立を行い、私を先頭に町職員の責任ある意識改革を、どうしてもやり遂げなければならない、そのことを曖昧にしてはならないとの思いを、今までより一層強く持つようになりました。

8年前に新しい町のスタートを切らせていただいた町長として、平成20年度から平成29年度を期限とする新しい町の土台づくりである町の総合計画を仕上げてください、その責任を果たすことになると思っています。私は、町民の皆様の信託を得られるなら、次の4年間、心血を注ぎ町政の総仕上げを頑張るとの強い決意を持つに至りました。

今任期中はもとより、次期につきましても私心なく町政が前に進むように、さらに頑張っている所存でございます。

町民の皆様、議会の皆様の叱咤激励、ときには厳しいご批判も真摯に受けとめ、みずからの責任を全うすることが私の進む道であるとの思いで、決意を新たに、次期町長選も出馬する所存でございます。

以上、次期、町長選挙への私の態度表明とさせていただきます。お時間をとっていただきありがとうございます。

どうか、いろいろと今後とも、ご指導をよろしくお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） それでは私からも、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は大江山を見渡しますと、この丹後特有の冬の鉛色の雲がすそ野まで垂れ込んでいまして、山肌が見えないというような状況で、非常に寒い、また冬景色になりましたが、この12月議会、きょうまで皆さん一生懸命に、この議場内は非常に熱く、そして、皆さんの情熱が伝わってくる

議会でありました。しかし、残念ながら、本日は太田貴美町長に対する問責決議案というふうな、いわゆる厳しい責任を問う決議案が可決をいたしました。また、住民監査請求によりまして監査委員さんからは、この会期中に町長への勧告もございました。

そういった暗い中にも、本日は、産業振興会議の皆さんが一生懸命に努力されました提言書といったものを我々議会にもいただき、明るい話題もございます。

私は、やはりいろいろとでき、ふできはございますが、いずれにしましても諦めない、打つ手はあると、打つ手がないはずは絶対ないと、特に今議会では産業振興に対するご意見がたくさん出ました。まだまだ、当町にも打つ手はあると思っています。

ぜひとも、残されました任期、もうあと残すところわずかでございますが、任期のある限り精いっぱい、次の世代へバトンタッチできますように、しゃにむに動いていよいよ、ますますラストパートを皆さん持っていただきたい。

そして、きょうの垂れ込めています黒い鉛色の雲をはねのけて、桜の咲く春を皆さんと迎えたいと思っています。

委員、各位におかれましても、また、役場の職員の皆さん、本当に何かと町民の目が厳しい中、お互いにお互いを励まし合いながら、頑張ろうではありませんか。

まことに簡単措辞ではございますが、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。ありがとうございます。

会期を2日残しておりますが、これをもちまして、第53回平成25年12月定例会を閉会します。

長期間お疲れさまでございました。

(閉会 午後 2時27分)

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員